

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第17号

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大田市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年大田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1	徴税吏員証	法第298条、第353条、第450条、第470条、第525条、第588条、第701条の5及びその例によることとされる国税徴収法第147条
---	-------	--

」

を

「

1	徴税吏員証	法第298条、第353条、第448条、第470条、第525条、第588条、第701条の5及びその例によることとされる国税徴収法第147条
---	-------	--

」

に、

「

2 3	督促状	法第329条、第334条、第371条、第457条、第485条、第539条、第611条及び第701条の16
-----	-----	--

」

を

「

2 3	督促状	法第329条、第335条、第371条、第463条の5及び25、第539条、第611条、第701条の16及び第702条の8
-----	-----	--

」

に、

「

3 4	軽自動車納税通知書	法第446条
-----	-----------	--------

」

を

「

3 4	軽自動車納税通知書	法第443条
-----	-----------	--------

」

に改める。

様式第5号を次のように改める。

相続人代表者指定届 (兼固定資産現所有者申告書)

年 月 日

大田市長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。また、下記被相続人が固定資産課税台帳に登録されている場合は、大田市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

記

被相続人	フリガナ			死亡年月日	
	氏 名				
	住 所				※行政区
相続人代表者 兼現所有者	フリガナ				被相続人との続柄
	氏 名	(生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日) ⑩			
	住 所	〒			※行政区
	電話番号	-	-	個人番号	- -
(代表者以外の相続人) 現所有者	氏 名	住 所		被相続人との続柄	

様式第25号中「あなたの市県民税を本書のとおり決定しましたので通知します。」を「あなたの市民税・県民税を本書のとおり決定しましたので通知します。」に改める。

様式第41号及び様式第43号を次のように改める。

鉦産税納付申告書

年 月 日

大 田 市 長 様

納税義務者
個人番号又は
法人番号

大田市税条例第105条の規定により、下記のとおり鉦産税の納付について
申告します。

営業所所在地		営業主	住 所 (所在地)	
			氏 名 (名 称)	
課税標準		税 額		円

月分 鉦産物価格明細書

鉦産物	産出量	単価	課税標準額	税 額
計				

備 考

調査表	徴収簿	調定簿

入 湯 税 納 入 申 告 書

年 月 日

大 田 市 長 様

特別徴収義務者

個人番号又は

法人番号

大田市税条例第145条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について
申告します。

営業の種類		称	号
営業所所在地		営業主	住 所 (所在地)
			氏 名 (名 称)
課税標準	人	税 額	円

月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書

日	課税標準	税 額		日	課税標準	税 額	
1	人		円	17	人		円
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16				計			

備 考

調査表

徴収簿

調定簿

--	--	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。